

建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成21年1月16日(金曜日)
午後2時58分～午後3時29分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 佐々木 隆 義 委員長 岩本 明 央 副委員長
秋 山 哲 朗 委員(議長) 河 村 淳 委 員
村 上 健 二 委 員 柴 崎 修 一 郎 委 員
西 岡 晃 委 員 下 井 克 己 委 員
馬屋原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 佐々木 昭 治 係 長
田 畑 幸 枝 企 画 員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
伊 藤 康 文 建設経済部長 中 村 弥 寿 男 建設経済部農林課長
山 縣 博 行 総合観光部長 山 本 勉 総合観光部観光総務課長
金 子 正 治 消 防 長

午後 2 時 5 8 分開会

委員長（佐々木隆義君） それでは只今より建設観光委員会を開会いたします。先程本会議におきまして本委員会に付託されました議案 3 件につきまして審査をいたします。ご協力をお願いいたします。市長さん、何かございませんか。

市長（村田弘司君） その他のほうでご報告をいたしますのでよろしく申し上げます。

委員長（佐々木隆義君） 議長さん、何かございましたら。

議長（秋山哲朗君） よろしく申し上げます。

委員長（佐々木隆義君） それでは資料も揃ったことでありますので、只今から審査を始めます。議案第 6 号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてから議案第 8 号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についての 3 件の議案につきまして、執行部から一括説明をお願いいたします。はい、中村農林課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは議案第 6 号から議案第 8 号まで一括して私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。提案理由の説明の前に机上に配布をされております 1 枚のペーパーでございます。こちらのほうに第 6 号、7 号、8 号議案の議案に係る施設の現在の指定管理者、それからこれからご審議をお願いします次期指定管理者、管理期間、それから公募、非公募の手続きの資料を配布させていただいております。まずこちらの資料からご説明を申し上げたいと思います。

議案第 6 号に係ります美祢市農産物加工センター「虹工房」と言っておりますが、これにつきまして現在山口美祢農業協同組合に本年 3 月 31 日までの 3 箇年で指定管理者として指定をしているところでございます。この指定管理者の指定につきましては非公募によりまして指定をしておるところでございます。先に現在の状況をご説明を申し上げます。

次に美東農産物加工所「みとう味の館」と言っております。これにつきましても山口美祢農業協同組合に本年 3 月 31 日までの 3 箇年で非公募により選定をしているところでございます。

次に議案第 7 号に係ります美祢市直売所みとうでございます。こちらも同様に山口美祢農業協同組合のほうに指定管理者として指定をしております。期間につきま

しては本年3月31日までの3箇年でございます。この直売所につきましても非公募により指定をしておるところでございます。

それから4番目の美東桂岩ふれあいセンターでございます。議案第8号に係る施設でございます。こちらにつきましては地元で結成をされてます桂岩ふれあいセンター管理組合を指定管理者として指定をしておるところでございます。期間につきましては本年3月31日までの3箇年でございます。この施設につきましても非公募により現在指定しておるという状況でございます。それから右側につきましてはこれから審査をお願いするものでございます。一応4施設とも非公募ということで選定をし本議案に審議をお願いするものでございます。期間につきましては21年4月1日から24年3月31日までの3箇年といずれの施設もしているところでございます。この資料に係る説明は以上でございます。

それでは先程提出を求められました資料の中で公募しない理由書というものを付けさせていただいております。これが美祢市農産物加工センター、美東農産物加工所、そして直売所みとう、それから桂岩ふれあいセンターということでそれぞれ公募しない理由ということで資料をつけさせていただいております。これを読み上げる形で提案理由の説明にかえさせていただけたらと思っております。よろしく願いしたいと思います。

まず美祢市農産物加工センター「虹工房」と美東農産物加工所「みとう味の館」でございますが、この二つの施設につきましてはともに山村振興特別対策事業により設置されたものでありまして、市内で生産される農産物等が少量でも販売できる拠点の整備、更には提供する加工品の材料として地場産品を積極的に活用することにより、アンテナショップ的機能と地産地消の推進による地域農業の活性化を図ることを目的として、美祢市農産物加工センター「虹工房」につきましては、平成12年4月1日に、それから美東農産物加工所「みとう味の館」につきましては、平成8年6月8日に供用を開始したものでございます。両施設とも供用開始当初から山口美祢農業協同組合に管理運営を委託し、更に平成18年4月からは指定管理者制度の開始ということで指定管理者として指定をしまして、現在に至っているところでございます。

更に美祢市農産物加工センター「虹工房」につきましては高齢者等に給食サービス、この製造及び配達でございますが、この給食サービスの提供により地域福祉の

増進に寄与することを一つの目的として設置されたものでございまして、本事業の計画段階から市と山口美祢農業協同組合が中心となって検討された経緯がございます。また、現在味噌等の「美祢の四季」ブランドが定着しつつあるとともに、新たな地場農産物を使用した加工品開発への取り組みが検討されているところであります。

以上のように、合併前から旧市町における当該施設の設置経緯等に固有の事情があるため、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に規定をしております公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の性格に該当するとともに、本市が出資しています法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるこの規定は非公募による選定の規定でございますが、これに山口美祢農業協同組合が該当するものと考えられますことから、公募によらない指定管理者の候補者の選定としたところでございます。

次に議案第7号につきましては、直売所みとうでございます。管理者の候補者でございますが、山口美祢農業協同組合、期間は3年間でございます。直売所みとうにつきましては、地域農産物の流通コストを削減することによりまして、農家所得の安定・向上を図ることを目的として設置されたものでございます。当施設は事業計画の段階から、市、当時の美東町でございますが、それと山口美祢農業協同組合が協議・検討を行いまして、また平成10年4月1日から山口美祢農業協同組合へ管理運営の委託を行いまして、更に平成18年4月からは指定管理者として指定をして現在に至るものがございます。また、この直売所みとうには出荷者の意見等を反映させた運営を展開するため、山口美祢農業協同組合が中心となりまして出荷者で組織をされています直売所みとう出荷者協議会を設立されまして、この直売所みとうの運営の発展に努められているところであります。

以上のように、合併前からの旧市町における当該施設の設置経緯等に固有の事情があるということで、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行ったところでございます。

続きまして、桂岩ふれあいセンターでございます。議案第8号でございます。指定管理者となる団体の名称につきましては桂岩ふれあいセンター管理組合でございます。期間は本年4月1日から3年間ということでございます。このふれあ

いセンターの公募しない理由でございますが、桂岩ふれあいセンターは旧美東町大田桂坂集落と岩波集落というのがございます。この二つの集落が位置する桂岩地区に設置されておりました桂岩小学校が大田小学校との統合ということで、桂岩小学校が廃止となったところでございますが、廃止年月日は平成3年3月31日でございますが、この跡地の有効利用を図り、地域の活性化を図るため平成7年4月に桂岩ふれあいセンターとして設置、供用開始をされたものでございます。地域住民の生活・生涯学習の拠点として活用するとともに都市住民等との交流を促進して産業・教育文化の振興を図り、地域活性化に資することを目的とした施設でございます。

当施設の管理運営は開設当初から、桂岩地域に活力を生み出し活性化を図るために地域住民が主体的に行動することが重要であるという考えに立ちまして、桂岩地域の住民で結成をされておりました桂岩振興会に管理を委託し、その後、平成11年4月からは現在の桂岩ふれあいセンター管理組合、当センターを管理する団体として地域住民で組織されました桂岩ふれあいセンター管理組合に管理者を変更いたしまして、更に平成18年からは当管理組合を指定管理者として現在に至っているところでございます。

以上のことから、当施設の設置経緯や設置目的を達成するためには、地域の活力と地域住民の積極的な参加が不可欠と考えております。このようなことから地元で組織され施設の管理を行っております桂岩ふれあいセンター管理組合を引き続き指定管理者に指定することが適当と考えられますことから、指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行ったものでございます。以上4施設につきまして指定管理者の選定理由等の説明を申し上げたところでございます。以上この公募しない理由書によりまして三つの議案の提案説明にかえさせていただきます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。質疑に入る前に私のほうから申し上げておきますが、先程本会議場で配布されました美祢市指定管理者制度導入に係るガイドライン、これの中の議会の議決についてという文言がございます。その文言等を一つ頭の中に入れてご発言をお願いしたいと思います。それでは議案第6号から議案第8号に対する質疑はございませんか。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 大変委員長言われて最後の言葉がようわかるんじゃが、例の

美祿市の指定管理者制度導入に係るガイドラインというのが10月にこれは決められておるんじやが、これから言うといろいろと臨時議会でいろいろな意見が出よったですが、この項目を活かす場合じゃったら選定基準というのは選定審査委員会というものが、これ当然設けておられますが、これについての今のような執行部の説明があってこれは決定されたことであろうというふうに解釈できるわけです。そうするとこの議会の議決事項というのは三つしかない、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設名称、指定管理者となる団体の名称、住所地及び代表者名、指定の期間、この三つが議会の議決事項となっておるということであって、選定審議委員会で、これはいろいろの委員がおられる、庁内の関係、職員とか外部の委員とか、また施設の利用者等の代表者集められての当然審議されたことであって、点数も決められて、きちんと決められたことであるので、たまたま資料を出していただいたということは大変ありがたいことですが、この辺についちゃあ議会としてのガイドラインというものを重んじる場合はその三つほど審議すればいいと私は解釈しております。以上。

委員長（佐々木隆義君） 意見ということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかございますか。はい、副委員長。

副委員長（岩本明央君） 大変いい資料いただきました。たまたまこれ旧美東町ということではありますが、決算も見ましたら一部マイナスがあったけど最近の2、3年は黒になって、累積債務も黒になっておるということ。強いて言えば桂岩ふれあいセンターがちょっと甘いかなという感じがしますが、大変なかの経営内容もしっかりしておるということを感じました。そういうことでこれからも執行部に対しては頑張っていたきたいとこういうふうに思っております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） 私のほうから確認をさせていただきますが、先程の河村委員が言われました市長のほうから選定委員会、審査会ですかこれは多分市長さんのほうでそれぞれ今3件については諮問をされ答申を受けられたということで理解してよろしゅうございますか。（「結構です」と呼ぶ者あり）結構ですね、いいですね。そのほか皆さんのほうからございますか。はい、村上委員。

委員（村上健二君） 先程本会議場で市長のほうも指定期間が3年から5年が望ましいと言われました。その中で一つ理由が各指定管理者が設備投資をしておると、総じて指定管理者でどのくらいの管理者が設備投資をしてますか。私はないと思う

んじゃが。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 村上委員のご質問ですが、私が本会議場で申し上げた、設備投資という言葉使っていないと思いますけども、人材育成とか、それから運営の安定化という言葉使ったと思います。基本的に公の施設ですから税金によって公が設置をしたもんです。付带的に管理運営をされるなかで独自に何か微小なもんですね、そういうものが必要という場合には若干の投資をされることがあります。それはその会社として帳簿の設定、管理をされております。減価償却をおこなわれます。主体については市が持っております。（発言する者あり）

委員（村上健二君） 減価償却するような設備は現時点今の指定管理者はないということ認識していいわけですね。

市長（村田弘司君） 基本的にそのとおりです。

委員（村上健二君） 備品ぐらいなもんですか。

市長（村田弘司君） はい。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） それについて若干ですね、私の認識間違いかどうか知りませんが、一応言っときますけども、虹工房、補助事業で当然やっておりますけども、その中で補助にかからないものであって、一応市とJAで折半で500万ずつ出しておるとしています。それで給食関係のですね、もありますんで、車両等もおそらくその中に含まれてですね、なっておりますんでその辺を若干もう一遍精査して、その辺はやっておいていただきたいというふうに思います。

委員長（佐々木隆義君） その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは6号から8号までに対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第6号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

それではこれより議案第7号美祢市生産物直売所の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

それではこれより議案第8号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についての採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本日本会議で本委員会に付託されました議案3件についての審査を終了いたします。先程、市長さん。

市長（村田弘司君） お時間は取りません。報告といたしますか、お知らせをしようと思います。雇用能力開発機構が持つておられる2箇所の施設でございますが、昨年のこの委員会で私のほうから定住促進のためにも雇用能力開発機構の譲渡について前向きに考えたいというふうに発言を申し上げました。実は昨年ですから先月ですね、12月26日に厚生労働省から通知がありまして、例の景気の後退による住居の確保のために譲渡それから廃止に係る施設を若干今見直しを含め引き続き検討をさせてもらうという通知がありました。基本的なスタンスは変わらないでしょうけれども若干今23年までにどねいかしようということですが、先に延びるとか基本的な考え方が若干変わるかと、そういうこともあるかもしれませんので情報として皆様方にお知らせをいたしたいと思います。以上でございます。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、市長さん。

市長（村田弘司君） その辺も含めて今検討してるということらしいです。基本的に住居を確保させるということで、退去命令をしたのは棄権、フリーズするんじゃない

ないかと思えますね、いろいろ考えておられるようです。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤課長。

建設経済部長（伊藤康文君） 今市長が申しました退去の日程が現実的に21年から22年に延びたことはもう入居者のほうには能力開発機構のほうから言ってます。それから今市長が申しましたことの、今後それ以降の調整もまだあるということの情報として今ご報告（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい。伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 施設自体が市の現在持ち物でないということではっきりしたと言えないということで、今村上議員が言われる入居者に対して不安があるということだと思われるのは存じております。そして精神的には私のほうで公然では言えないわけですが、その方向であるから当面の転居せんにやいけんという不安はないですということではあります。しかし市の持ち物ではないのであまりにペーパー出して言えないという状況でその辺がちょっとしがらんでおりますがご理解願いたいと思います。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今冒頭で申し上げたように、譲渡ということになれば市のほうでそれをお引き受けして不安感を払拭したいということでお話をしときました。これはまた周知してあります。また譲渡に係ることはひょっとしたら雇用能力開発機構にそのまま存続させて、その住居の確保を図るということが有り得るということのこれ通知なんです。ですから譲渡が23年を経過した後にすぐほおるんか、若しくはもう2、3年置くんか、それとも雇用能力開発機構が持つんか、その辺が不透明ということで情報が流しづらいこともあります。そういうふうな形の通知ですから。（発言する者あり）

市長（村田弘司君） いずれにしても退去ということにならないように市としてやりたいと思います。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 言われることは良く分かります。入っておられる人にとっては不安でしょうから、その辺がいずれの形になっても出ていくということが、自分の意思に反して出ていくということが、行わないということをごちゃんと周知いたしましょう。

委員長（佐々木隆義君） はい、どうぞ。

委員（柴崎修一郎君） 今雇用促進が全国でいろいろ派遣社員の首切りということで、いろいろ住宅対応されてるけど、美祿もそういう取り組みを考えてるとか、そういうのはないわけ。派遣社員の首切りに対する対応というか。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 雇用促進のほうはそういう体制も趣旨的にはあるというように聞いてます。現実的には美祿市のほうで年末からその関係の住居を達成するためにいち早く6戸確保しまして、現実的には年末には住居にお困りの方のご要望はございませんでしたが、新年になりまして4件来られまして、その方には入居の手続きができるという状況にしております。2月には転居されるようにもなっております。まだ2戸あるわけですが、今後の状況によれば増やすことも市のほうでは対応を考えております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） そのほか委員さん。（発言する者あり）はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 先程からの報告で、当然廃止をかけておるところも地域によっては空き家がない場合は雇用促進のほうは入れるという方向であるという報告は来てます。現実論をいえば美祿地域での雇用促進に入りたいというのが表面に出てるといことは今ない状況です。都会のほうではなくて廃止かけてるところも廃止を取りやめて入居に充てるという方向もございしますが、地域的に偏りがある状況がございします。

委員長（佐々木隆義君） それではご意見等もないようでございますので、以上もちまして本委員会を閉会といたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れでした。

午後3時29分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年1月16日

建設観光委員長 佐々木隆義